

第 16 回 守口市子ども・子育て会議	
開催日時	平成 28 年 12 月 16 日（金）午後 2 時 00 分から
開催場所	守口市役所 1 階 市民会議室 103・104
議 題	(1) 開会 (2) 議題 ① 守口市における子ども・子育てについての審議 (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席者	出席委員（16 名） 会長、副会長、上野委員、河田委員、郡司委員、里見委員、下江委員、 高橋委員、立津委員、山本委員、森本委員、森園委員、正木委員、 房岡委員、萩原委員、西山委員 欠席委員（1 名）

(1) 開会

【①会長のあいさつ】

定刻になりましたので、第 16 回守口市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

師走のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

事務局から本日の出席委員について、報告を求めます。

(事務局)

本日の出席委員は、部会の委員数 17 名に対し 15 名です。

ありがとうございました。

(会長)

今事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例第 4 条第 2 項の規定に基づき定足数に達しておりますので、会議は成立しています。

また、今回の会議の議事録署名委員は房岡先生と、それから森園委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは本日の配付資料について、事務局より説明させていただきます。

(事務局)

今回の資料は、全部で 3 種類あります。

資料 1は A 4 サイズの 1 枚もの、座席表です。

資料 2は A 3 サイズの 10 枚もの、第 6 章事業計画に係る進捗状況。

資料 3は A 3 サイズの 10 枚もの、第 5 章施策目標別の展開に係る進捗状況です。

以上、3 点でございます。

(会長)

手元に資料は揃っているか確認いただけないでしょうか。大丈夫ですか。そしたら、本日の議題に入っていきたいと思います。

本日は、平成 27 年度に作成した守口市子ども・子育て支援事業計画第 5 章及び第 6 章の平成 27 年度における進捗状況について、報告を受けたいと思います。

それで 5 章から 6 章ですけれども、先に 6 章からスタートしたいと思いますので、まず 6 章の事業計画の平成 27 年度における進捗状況について、事務局より報告していただきます。

(事務局)

それでは、守口市子ども・子育て支援事業計画の平成 27 年度の進捗状況について、報告いたします。

近年、少子化や核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化等から、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いており、また就労形態の多様化、女性の社会進出等、社会経済情勢が変化する中で、仕事と子育ての両立支援、全ての子育て家庭への支援が求められるが、依然として深刻な待機児童問題が発生しております。そのような中、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が制定され、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。子ども・子育て関連 3 法の一つ、子ども・子育て支援法の中で市町村の責務として子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされるとともに、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。

子ども・子育て支援事業計画には、教育・保育提供区域を定めるとともに、その区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期や、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるとあることから、本市でも平成 26 年度守口市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりまして、当時の子ども・子育て会議に支援事業計画の策定について諮問を行い、支援事業計画を策定いたしました。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間の計画でその期間中の教育・保育の量の見込みと確保方策及びその実施時期について、また地域型子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及び実施時期を定める必要があります。

机上に配付してございます、守口市子ども・子育て支援事業計画の 80 ページをまずご覧ください。これは、平成 27 年度からの 5 年間の

教育・保育の量の見込みと確保方策を定めたものでございます。教育・保育の量の見込みとは、0歳から5歳までの小学校に入学する前の子どものうち、幼稚園や保育所、認定こども園等に通園したいニーズの数のことをあらわします。

次に、80ページの表中にある認定区分というところをご覧ください。1号認定、2号認定、3号認定と区分がありますが、これは子ども・子育て支援法に規定があります。

まず、1号認定とは3歳から5歳の子どものうち、保護者が就労などをしていないため、保育所などでの保育の必要性がない子どものことを指します。つまり、3歳から5歳の子どものうち、保護者が働いていないため、保育所ではなく幼稚園に通う子どもを指していると考えていただければ結構かと思えます。

なお、計画の80ページには(1)の内訳として、「(1)－1、1号認定、専業主婦家庭、短時間就労家庭」という部分と「(1)－2、2号認定、共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭」と記載がございます。

(1)－1については、先ほど説明しました通常の1号認定子ども、(1)－2につきましては、本来は2号認定子どものため保育所に通う子どもですが、幼児期の学校教育が強く、保護者が幼稚園を利用したがる子どもを指します。

守口市子ども・子育て支援事業計画では、そういった幼稚園ニーズの強い子どもにつきましても、1号認定子どもという形で計上をさせていただいています。

次に、2号認定ですが、先ほどの1号認定子どもと同じ3歳から5歳の子どものうち、保護者の就労等により保育所等での保育が必要となる子どものことを指します。つまり、3歳から5歳の子どものうち、保護者が働いており保育所に通う子どもを指していると考えていただければ結構かと思えます。

最後に3号認定ですが、これは0歳から2歳までの子どものうち、2号認定子どもと同様、保護者の就労等により保育所等での保育が必要となる子どものことを指します。つまり、0歳から2歳までの子どものうち、保護者が働いており保育所に通う子どもを指していると考えていただければ結構かと思えます。このように保護者が働いているため、保育所等に通う子どもと保護者が就労していないため、幼稚園に通う子どもの今後5年間の利用規模を推計したものが、各年度の量の見込みとなっております。

次に確保方策についてでございますが、先ほどの量の見込み保護者等の保育・幼児教育の利用ニーズに対しての体制の確保を指しており

ます。つまり、保育所や幼稚園等に入園・通園できる施設の定員数と
考えていただければ結構かと思えます。

守口市子ども・子育て支援事業計画では、この量の見込みと確保方
策について、守口市を東部・中部・南部のエリアごとに分けて、さら
に先ほどの1号認定、2号認定、3号認定の0歳児、3号認定の1、
2歳児に細分化した形で掲載をしています。

なお、守口市子ども・子育て支援事業計画の第6章、教育・保育の
量の見込みと確保方策及び実施時期については、平成28年1月に締
結の見直しを行っております。これは、当初平成26年度に計画を策
定した際、公立・私立の保育所や幼稚園の認定こども園への移行と移
行後の定員の設定量がわからなかったこと。

また、平成27年度に本市で策定いたしました、守口市の市立幼稚
園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画が、現在16ある
市立施設の集約化を図り、平成30年度に3園の市立認定こども園と
5園を民間移管することで、私立認定こども園にするとございます。

その中で、守口市の教育・保育内容が昨年度の状況と大きく変わる
こととなっております。そういった理由から、支援事業計画のうち第
6章の教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期について、見
直しを行いました。

見直し後の量の見込みと確保方策及び実施時期につきましては、お
手元の子ども・子育て支援事業計画の最後のページに変更後の計画数
値を記載してございます。

それでは、資料2について説明をさせていただきます。

資料2の1枚目、2枚目、3枚目の左半分までが、先ほど説明いた
しました、教育・保育の量の見込みと確保方策の平成27年度の進捗
状況となっております。表中に①量の見込み、②確保方策とあるの
が、支援事業計画で定めている数値で、③実績という欄が今回報告を
させていただく数値となっております。

まず、1枚目の(1)、1号認定についてです。

1号認定子どもにつきましては、①の計画の量の見込みと③の実績
を比較いたしますと、南部エリアにおいては増加しているものの、ほ
かのエリア及び市全体では、実績値のほうが少ない数値となりました。

確保方策につきましても、②の計画の確保方策の部分と③の実績を
比較すると、各エリアとも微増という結果になり、市全体でも計画と
比較すると増加していることとなりました。

幼稚園を利用したいニーズ量である量の見込みに対して、確保方策
の数値のほうが上回っていることから、確保方策としても十分に足

りていると考えられます。

なお、③の実績の量の見込みと確保方策の求め方でございますが、量の見込みにつきましては、平成 27 年度において市内に在住している児童が市内の幼稚園等の施設に通う人数を、実績値として記載してございます。そのため、他市に在住している児童が市内の幼稚園等の施設に通う場合は、量の見込みには含んでございません。

また、市内に在住しているものの他市の幼稚園に通っている場合につきましても、平成 27 年度としての守口市内の幼稚園の利用ニーズがないというふうなことを鑑みまして、量の見込みには含んでおりません。

次に、実績の確保方策の求め方につきましては、平成 27 年度における入所人数と施設が設定している利用定員を比較いたしまして、大きいほうの数値を施設ごとに積み上げていっております。これは、施設が設定している利用定員を上回って入所がある場合につきましては、その人数を受け入れることができた実績、次に施設が設定している利用定員よりも入所人数が少ない場合につきましては、施設が定めている利用定員まではまだ受け入れができる余裕があるというふうなことを踏まえております。

次に、1 ページをめくりまして、(2) 2号認定についてでございます。

2号認定子どもについては、計画の量の見込みと③の実績を比較いたしますと、エリアごとに増減はあるものの実績値のほうが多い数値となりました。

確保方策についても、計画の確保方策と③の実績を比較するとエリアごとに増減はあるものの、市全体で計画と比較すると増加していることとなっております。

保育所等を利用したいニーズ量である量の見込みに対しても、各エリアにおいても確保方策の数値のほうが上回っていることから、確保方策としても十分に足りていると考えられます。

なお、先ほどと同様、③実績の量の見込みと確保方策の求め方ですが、量の見込みにつきましては先ほどの1号認定と同様の集計を行っております。

ただし、保育所等の利用につきましては、待機児童が現在も発生していることを踏まえまして、先ほどの1号認定の集計方法に待機児童数を加えてございます。つまり、平成 27 年度に市内に在住している児童が市内の保育所等の施設に通う人数、プラス待機児童数、この数字を実績値としての量の見込みとしております。

次に、③の実績の確保方策の求め方につきましては、(1) の1号

認定と同様の集計を行っております。つまり、平成 27 年度における入所人数と施設が設定している利用定員を比較して、大きいほうの数値を施設ごとに積み上げていった結果という形になってございます。

続きまして、右ページの（3）3号認定の0歳児についてです。3号認定子どもの0歳児についてですが、計画の量の見込みと実績を比較すると全エリアにおいて、実績値のほうが多い結果となりました。

確保方策につきましても、計画の確保方策と③の実績を比較すると、全エリアにおいて実績値のほうが多い結果となりました。保育所等を利用したいニーズ量である量の見込みに対して、各エリアにおいて確保方策の数値のほうが上回っていることを踏まえると、確保方策としては足りている形になりますが、各施設においてはこれは定員以上に受け入れを行っていただいているような実情もある結果と考えております。

③の実績の量の見込みと確保方策の求め方ですが、まず量の見込みについては、先ほどの2号認定と同様の集計を行っております。つまり、27年度に市内に在住児童が市内の保育所に通ってる人数足す待機児童数、これを実績値としての量の見込みとしております。同様に確保方策の求め方につきましても、2号認定と同様の集計を行っております、27年度における入所人数と施設が設定している利用定員を比較いたしまして、大きいほうの数値を施設ごとに積み上げた結果という形になります。

最後に、1ページめぐりまして3ページ目の（4）3号認定子どもの1、2歳児についてでございます。

計画の量の見込みと③の実績を比較いたしますと、エリアごとで増減は市全体では、実績値のほうが微増という結果になりました。

また、確保方策については計画の確保方策と③の実績を比較すると、全エリアにおいて実績値のほうが多い結果となりました。保育所等を利用したいニーズ量である量の見込みに対して、各エリアにおいて確保方策の数字のほうが上回っていることを踏まえると、確保方策としては足りている形にはなりますが、先ほどの0歳児と同様、計画値である確保方策を上回っていることから、やはり各施設においては定員以上に受け入れを行っていただいている実情があると読み取れるかと思えます。

最後に、実績の量の見込みと確保方策の求め方ですが、先ほどと同じく量の見込みにつきましても、27年度において市内在住児童が市内の保育所に通っている人数、プラス待機児童数を実績値としての量というふうにしております。

確保方策につきましても同様で、27年度における入所人数と施設の

設定している利用定員を比較して、大きいほうの数値を施設ごとに積み上げた結果となっております。

(会長)

長々といくのでちょっと一遍切って、ご理解いただけましたでしょうか。

非常に数字の羅列なので、何か質問がありますか。初めて参加していただくというか、こういう1号、2号、3号という定義の問題からスタートしたので、ちょっと長々となりましたけど。何かございますか。

一つ質問していいですか。基本的に確保はされているということは、要するに入所定員か確保人数か、多いほうをとっていますよね。そうすると、園によっては物すごく定員を割れていて、園によっては定員よりもむちゃくちゃとっている。それで、ならした場合にそういうふうになっている可能性もあるんですけど、定員充足率というか、そのパーセンテージ的にはどうですか。それで、逆にその確保数が増えてしまっていることを考えた場合は、この読みが甘かったということですよ。そうすると平成28年、平成29年度、今後の数字の読み方、予定的に人数をこのままの数字でそのままいくんですかと。その修正はどうするんですかという。

(事務局)

まず見直しについてですが、やはりもともと計画がこの支援事業計画、あくまでも計画上の平成27年度から平成31年度の推移という形になりますので、やはり実績値、今回報告させていただいた数値と、一定変わってくるのは仕方がないのかなと思います。

それから、平成28、29、30、31年と必ず数字が合うということはなかなか難しい実情があるのかなと思います。

ただ、子ども・子育て支援事業計画につきましては、国が示しております策定指針の中でも、5年間の計画ですけれども、実情に応じて中間年度である平成29年度を目安として、ここの量の見込みと確保方策については、見直しを状況に応じて考えてくださいますとも示されています。

守口市の平成27年度、今回も報告させていただきましたけれども、平成28年度を踏まえまして実際に量の見込みにつきましても、今の女性の社会進出等を踏まえますと、これから増えていく可能性も出てくるのかなという部分で量の見込みをある一定踏まえた中で必要があれば、平成29年度以降、見直しを考えていきたいと考えております。

各施設の実際の定員のほうが高いのか、入所人数のほうが高いのかという部分でございますけれども、まず1号については基本的にはやはり利用定員のほうが多く、入所人数が利用定員を上回っているのは

まれなのかな。幼稚園ニーズにつきましては、設定されている定員のほうが、定員割れをしているのが各施設さんの多いケースではないのかなと思います。

2号につきましても同様で、やはり設定されている定員のほうが基本的には高い。定員割れをしているような状況が見て取れるのかなと思います。

ただ3号の0歳、1、2歳の部分につきましては、待機児童についてもやはり0歳、1歳が守口市だけではなく、よその市町村でも多いことから、実際に利用定員を上回って弾力的運用を各施設さんがしていただいて、受け入れをしていただいている実情があるのかなということで、各施設のパーセンテージとしては出してはいいですけども、やはり0、1、2歳児につきましては、定員以上のお子さんを見ていただいているのではないかなと考えてございます。

(会長)

他に何かございませんか。

(委員)

3歳から5歳、それぞれの学級というか、クラスの定員自体が大きいからだと思うんですね。余分に見ていくので、きっと受け入れ可能な人数が増えてくるだろう。例えば、0歳児になってくると一つの先生が見る人数がすごく限られてしまうので、それを超えてしまう可能性はすごく高いだろうなと思ったりしました。ただ、この資料上で見るとある程度確保できているようなとらえ方ができるんだと思うんですが、あえて聞かせてください。今、待機児童という言葉が出ております。

例えば実際に待機児童の28年4月1日、それと前年度の27年4月1日の待機児童の人数を、もしわかったら教えてください。お願いします。

(事務局)

まず平成27年4月1日時点の待機児童ですが、28名。守口市全体で28名でございます。

続きまして、28年4月1日時点の待機児童といたしましては、守口市全体で17名でございます。

(委員)

ありがとうございます。その上で、実際に待機児童の数が減ってきている。これは当然のごとく国の機関、厚生労働省ですかね。決められた待機児童で、事務局は実際問題、その基準に当てはまらない。言うたら、希望したけれどもちゃんと希望してないために、待機児童になっていない。でも、実際には施設に入れなかった人数は、本年度28年4月1日現在、何名ぐらいでしたか。

(事務局)

先ほど、申し上げた待機児童につきましては、厚生労働省が定めている定義での人数となり、今ご説明のあった厚生労働省の定義外、要は入所申し込みをされても入れなかったり、正味の人数につきまして

は110名という形になってございます。

(委員)

一番、本当にこれは難しいんですが、保護者の思いの中で本当だったらそこがあいているけれども遠いから行けないとか、そういう話がそこにいっぱい出ていると思うんですが、この110名の解消方策はどうでしょうか。

(事務局)

平成29年4月1日開所に向けて、ちょうど先週から募集をさせていただいているところではございますが、小規模保育事業所の募集を現在守口市、約8施設を目標に募集をさせていただいているところです。

各施設さんからもお問い合わせ等がありまして、現状申し込みをされているところですが、110名に対してやはり0歳、1歳、2歳の待機児童が現状多いと。小規模保育事業所といたしましては0歳、1歳、2歳を受け入れる、19人までの小さな施設にはなるんですけども、そういった意味ではニーズとマッチングする小規模保育事業所を、来年29年4月開所に向けて8施設、今募集をさせていただいている段階になります。

(委員)

特に0歳、1歳、2歳の、これからお父さんやお母さんなり、養育されている方が働こうと思われているときに預けられるような、そんなものが必要だと思うんですね。今110名という話が出たんですが、この110名はやはり0歳、1歳、2歳に偏ってますか。そうでもないですか。

(事務局)

今ちょっと資料として、何人何人というのは持ってないですけども、先ほど説明いたしました平成27年4月1日時点の17名の人数につきましても、やはり0、1、2歳が多いと。委員さんからも0歳、1歳、2歳、職員配置基準がなかなか厳しいところもあるので施設としてもなかなか、たくさんのお子さんを簡単に受け入れることができない中で、0、1、2とか待機児童としては110名に対しての割合が多い形になってございます。

(委員)

わかりました。

これは、もしこういうことがあったらいいなとは思いうことを言いますね。本来ここの認定こども園に入りたかったけれども、言うたらちゃんときっちり本当は希望を書くべきですが、そこから希望をちゃんと書いていなくて、外れても、例えば小規模のほうで入りました。難しいんだと思いますが、途中で変わるような。これは余裕があったら話かもわかりませんが、というのは可能ですかね。

(事務局)

現在、転所以外にも途中入所ということで、毎月募集させていただいて、同じように第1希望、第2希望という形でお聞かせいただいた上で、施設に余裕があれば通常の選考と同じような流れで優先順位の

高い人から入所、転所も含めてさせていただいているところがございます。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 一つ、いいですか。今、各民間施設さんとかが結構頑張っ、定員増で受け入れていただいていますから確保されていますけど、その余裕はまだどれぐらいあるんでしょうか。というのが今、恐らく来週か再来週かに無償化の問題が出てくるので、そうすると、ひよっとすると流入が入ってくる。たしか、流入が入ってきたときにどれだけの余裕があると、小規模を今作られて、それとの兼ね合いもあると思うんですけど、市側としてはその辺の読みはどうですか。

(事務局) 無償化に伴って流入人口が、というご質問だと思うんですけども、現在、議会で無償化という議論がありまして、この12月議会に条例案を提出させていただいたところですけども、議決は次の、来週が本会議になりますので、議決はまだいただいておりません。ただその中で、無償化の発表が新聞報道等が10月5日だったと思うんですけども、入所の申し込み自体も10月4日から14日という期間にさせていただいていますので正直、無償化に伴ってどれぐらい量がこれから増えるのかは、これからの検証部分になってくるのかなと思っております。その中で現在、守口市として私立園、公立園を含めた上で認定こども園に移行と、幼稚園、保育所から認定こども園施設への移行を市全体で推進しているところがございます。来年度につきましても、幼稚園が数園、認定こども園に移行されます。その中で0、1、2、3、4、5歳。2号、3号認定子どもの受け皿枠が拡大されるところもでございます。また、小規模保育事業所が平成29年、先ほど申し上げました8施設ができますけれども、状況に応じては平成30年度、来年度、再来年度に小規模保育事業所をまた複数増やそうという話も、実は市内部でもありまして、そのあたりで0、1に合うニーズもある一定、確保方策についても用意していくつもりではございます。ただ量の見込み、流入人口の人数ですね。どれぐらい希望が増えるのかは、実際にまだこれからの検証になってくると思いますので、それで足りているのか、足りていないのかといった部分については今後の話になってくるのかなと考えております。

(委員) いいですか。ちょっと教えてください。これはあくまでも推測の話で進んでいるんですが、もし無償化された場合に、どれぐらいというのは、日本全国で0歳児から無償化している市は存在していますか。

(事務局) 守口市サイズの市では聞いたことはございませんが、過疎地域部分といえますか、町ですね、北海道の足寄町というところがやっていたり、町部分では実際に施行されているケースはあります。

(委員) ということは、市のサイズというか、守口市の規模で都市部にあるところではそういうことが初めてだというのはうれしい話ですけどもね。入ってくるには。そのかわり、臨機応変に対応せざるを得ない部分が出てくるんですね。難しいです。

ただ、いい話はいい話です。

(会長) 余裕はありますか。人数的に。

(委員) 十分に。

(委員) 私とこの園に限れば、ありません。

(会長) わかりました。ほかに何かございませんでしょうか。

(委員) もしかしたらこの事業計画を作られるときにもお話になっていたらあれですが、ちょっと教えていただきたいのは南部エリアのことで、南部エリアの1号認定に限っていいと思うんですけども、平成28年から平成29年で約300人の確保方策の差が出てるんです。その理由を教えていただきたいのと、あと、この資料の1号認定のものを見ても、平成27年度の量の見込みが合計が456。実績として535ということで差が一番、ここの南部エリアが何か大きい差がいろいろ出ている地域だと思うんですけど、その理由2つ、もし何かわかっているのであれば、教えていただきたいなと思うんですが。

(事務局) まず、計画のほうの幼稚園、1号認定部分の学校法人の平成28年から平成29の300人の減ですけども、この資料で言いますと、確保方策、特定教育・保育施設と、確認を受けない幼稚園というふうに分けて1号部分については記載をさせていただいております。これの意味といいますのが、まず特定教育・保育施設というのが、子ども・子育て支援制度。施設型給付という新たな制度ですけども、それに移った施設が特定教育・保育施設という形になります。具体的に施設名を申し上げますと、認定こども園の1号、幼稚園ニーズをお受けする1号認定でございます。それを受けている認定こども園と、新制度に移った幼稚園、この2つが特定教育・保育施設に含まれます。

次に、確認を受けていない幼稚園ですけども、これが従来までの私学幼稚園と呼んでいるところですけども、施設型給付ではなくて、私学助成で運用をされている幼稚園というふうに分かれております。私学幼稚園につきましては、幼稚園、その幼稚園が設定されている認可定員を数字を積み上げていって、平成28年度ですと、1,030人という数字になってございます。特定教育・保育施設という部分が、さらに認可定員を設定した後に、実際にどれぐらいのお子さんを受け入れる予定ですと、利用定員を設定するんですけども、その利用定員をここは積み上げております。1,030人とか1,171人。トータル1,171人から823人へ減っている理由といたしましては、確認を受け

ない幼稚園が特定教育・保育施設である認定こども園に移行する予定とお聞きしてございました。認定こども園に移ることで、今までは幼稚園ニーズの1号しか受けない施設ですよと言っていた部分が、2号認定子どもも3号認定も受け入れる施設ですと。お子さんの種別といえますか、変わることによって、今まで設定されていた1号認定子どもとしての定員が減少していることとなります。

量の見込みについてですけれども、実際に平成27年度、南部エリアは比較的に大規模な幼稚園さんがたくさんありますので、実際それぐらいのお子さんが思っていたよりも入ったと。そこまでの分析ができていませんので、事実としてはこういう形になります。

(会長)

そうしたら、要するにこども園の移行に関して、市がこういうふうになるだろうという読みと少し変わっていたということですか。1つは。最初の予定より、こども園に移行されるだろうということが順調に進んでいるのか、それともそれが思ったより早くいっているのか、それとも遅れているのか、その辺はどうですか。それによって1号、2号とか、その数字が変わってくると思うんですけど。

(事務局)

今、認定こども園というのを私立保育所からの認定こども園の移行というのはだいたい、ほとんど終わっております。今ちょうど、平成27年度から幼稚園が、どうしても施設整備を伴いますので、施設整備をして3号認定、0歳、1歳、2歳の小さなお子さんを受け入れることができる施設整備。また、今までとは違う給食という新たな概念が生まれますので、施設整備が一定終わった段階で、認定こども園への移行を順次、私立幼稚園がなさっていっている状況でございます。ですので、当初、計画を見直しするときに、まだあくまでも施設整備を行う予定という形で聞いてございますので、前にずれたり、後ろにずれたりや多少は出てくるかなと予測はされるんですけども、本年、ほとんど全ての園が認定こども園への移行を将来的には考えていると聞いてはございます。

(会長)

何かほかに、ございませんか。まだまだ続くので。よろしいですか。そうしたら続いて、6章の続きの説明をお願いします。

(事務局)

それでは、引き続きまして、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、ご説明していきます。

3ページ目の右側からになってまいります。まず地域子ども・子育て支援事業とは、子ども及びその保護者への必要な情報の提供や助言・相談・指導、また必要な支援を実施するため、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載するよう法律、子ども・子育て支援法で定められています。法律で定められている地域子ども・子育て支援事業とは13の事業があり、守口市子ども・子育て支援事業計画で言います

と、85 ページから 97 ページにこの 13 事業が掲載されております。この 13 事業につきまして、各事業についての平成 27 年度の進捗状況について、ただいまからご説明を申し上げます。

まず、時間外保育事業についてでございます。これは、保育所に通う子どもに対して、通常の保育時間以外の時間帯や利用日以外において、引き続き保育を実施する事業のことを指します。計画では、利用希望のある延べ 1,140 人に対し、10 か所の施設数で確保を行うこととなっておりました。実績といたしましては、平成 27 年度における市全体の時間外保育の利用者人数は延べ 900 人で、13 か所での確保となりました。なお、施設数が計画時と比較し増加している理由につきましては、平成 27 年度から認定こども園に移行された幼稚園や小規模保育事業所として新たに認可を受けた施設がありますので、そこで実施されたため数としては増えてございます。

次に、1 ページめくって、(2) の放課後児童健全育成事業についてでございます。これは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことを指しております。資料の左側の小学生低学年、1 年生から 3 年生の実績では、市全体で見ると、延べ 817 人の利用者に対し、17 か所の市内小学校で確保がされました。資料の右側に掲載している小学校高学年、4 年生から 6 年生につきましては、計画値のような見込みである 203 人に対して計画値の確保方策、また実績値についても 0 となっております。しかしながら、守口市子ども・子育て支援事業計画の 87 ページ、計画書の 87 ページに記載がありますが、その下のほうに確保の内容というところがございます。そこに、「すべての市立小学校で実施する登録児童室、これを活用することで高学年のニーズに対応していきます。」となっておりますので、こちらで対応させていただいております。

次に、資料を 1 ページめくりまして、(3) 子育て短期支援事業についてでございます。この事業は、保護者が疾病等の理由で家庭で一時的に養育を受けることが困難となった子どもに対し、短期間必要な保護を行う事業となっております。平成 27 年度につきましては、無実施のため、実績といたしましては 0 でございますが、この事業につきましては、平成 28 年度、本年度より実施しております。

次に、(4) 地域子育て支援拠点事業についてです。この事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供などの援助を行う事業でございます。この事業については、私立認定こども園 4 園のほか、守口市子育て支援セン

ターで実施してございます。実績につきましては、施設のあるエリアごとに集計をさせていただいております。計画値の量の見込み及び確保方策が2万人に対しまして、平成27年度の実績値といたしましては、2万6,476人となっております。

次に、また1ページめぐりまして、(5)一時預かり事業についてでございます。この事業は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児に対して、主に昼間に一時的に預かりまして、必要な保護を行う事業となっております。守口市子ども・子育て支援事業計画では90ページから92ページまでに記載しております。3つの区分に分けてございます。①幼稚園における在園児(1号認定)が対象の場合と、②幼稚園における在園児(2号認定)が対象の場合、そして③で幼稚園における在園児、先ほどの①②以外が対象の場合というふうに3種類に分けて、量の見込みと確保方策を掲載しています。まず、①幼稚園における在園児(1号認定)と②幼稚園における在園児(2号認定)につきましては、先ほど説明させていただきました教育・保育の量の見込みと確保方策であったような本来は1号です、本来は2号ですという部分があるんですけども、2号認定でありながらも幼児期の学校教育ニーズが強い。保護者が幼稚園を利用したがる子どもと、先ほど分けておりましたが、今回も同じように計画上分けさせていただいております。①の幼稚園における在園児(1号認定)と②幼稚園における在園児(2号認定)という形になってございます。実績につきましては、実際に一時預かりをして、利用した子どもについて、①②の区別ができませんので、①の表に利用実績として掲載させていただいております。下のほうに※を入れて「②幼稚園における在園児(2号認定)を対象とした一時預かりを含む」と、便宜上させていただいております。市全体の計画値と比較しますと、①の6,103人と②の5万2,224人を合わせた5万8,327人。この量の見込みに対しまして、実績といたしましては、5万4,134人です。なお、計画値で確保方策の施設数が9施設とあるのに対しては、実績では17施設に増加してございます。これは私立保育所が認定こども園に27年度移行したことに伴い、幼稚園希望の利用者が通園する施設が増えたということが、要因としてあげられます。

1ページめぐりまして、③の幼稚園における在園児以外に対しての一時預かりについてです。計画値の量の見込み及び確保方策の8,599人に対しまして、平成27年度の利用実績はファミリーサポートセンターの利用者も含めまして、全体で2,719人となっております。なお、一時預かり事業の実績については、事業を実施した施設のある所在地エリアで実績値を計上してございますが、ファミリーサポートセ

ンターにつきましては、エリアごとの実績が出てきませんので、市全体の実績ということで一番上の表に計上させていただいております。

次に1ページめくりまして、(6) 病児保育事業についてでございます。この事業は、風邪などの病気の児童につきまして保護者の就労等により家庭において保育を受けることが困難である場合、医療機関や保育所等にある専用スペースで、看護師等が一時的に保育を行うような事業となっております。平成 27 年度の利用実績といたしましては、他施設の実施で延べ 161 人利用が実績としてございました。

次に(7) ファミリー・サポート・センター事業についてです。この事業は、子育て援助活動支援事業という名称で法律上は規定されております。児童を一時的に預かってほしい人と預かりたい人のこの相互援助活動を前提に、その相互の連絡調整を行う事業と規定されてございます。平成 27 年度利用実績といたしましては、小学生低学年で延べ 1,432 人の利用がありました。なお、高学年を対象とした子育て援助活動支援事業ですが、平成 27 年度は対象が低学年までとさせていただいておりますが、平成 28 年度からは対象を小学生の高学年まで引き上げて、現在実施をしているところでございます。

次に、(8) 利用者支援事業についてでございます。この事業は、地域の身近な場所において、必要に応じ子どもの保護者等からの相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業と法律で規定されています。この事業につきましては、平成 27 年度より市役所に利用者支援担当窓口として専用ダイヤルを設置させていただいて、対応をさせていただいているところです。

次に、(9) 妊婦に対する健康診査についてでございます。この事業は、妊婦に対して健康の保持及び増進を図るため、健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業となっております。平成 27 年度の実績値といたしましては、市内で実施している機関 5 か所で延べ 1,081 人。回数にしますと、1 万 2,380 の実績があったと、あがっております。

次に、(10) 乳児家庭全戸訪問事業についてでございます。この事業は、乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供及び、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境等の把握を行う事業となっております。平成 27 年度の実績といたしまして、929 人の実績がありました。

次に、(11) - 1 養育支援訪問事業と (11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についてでございます。この事業は、先ほどの乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要な家庭に対しまして、その養育が適切に行われるようその居宅を訪問

し、養育に関する相談や指導、助言等を行い、家庭での適切な養育の実施を確保する事業となっております。また、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るための、構成員の専門性の強化や、連携の強化を図る事業となっております。平成 27 年度における実績といたしましては、各専門機関との代表者会議の開催のほか、研修会の実施、また、11 月に児童虐待防止推進月間、この期間におきまして街頭啓発キャンペーンを行いました。

次に、1 ページめぐりまして、(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業についてでございます。この事業は、保護者の世帯所得状況等を勘案して、保護者が保育所等に支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業のことでございます。この事業につきましては、平成 27 年度守口市としては無実施となっております。

最後に、(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてでございます。この事業は、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業でございます。守口市では、子ども・子育て支援制度の開始に伴い、平成 27 年度から小規模保育事業所 8 園を認可したことに伴いまして従来までの保育所、幼稚園の運営主体と異なる事業者の参入が出てまいりました。多種多様な保育や保護者のニーズに応える体制が構築される一因になったと考えてございます。

以上で、守口市子ども・子育て支援事業計画のうち、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策についての 27 年度進捗状況の説明を終わらせていただきます。

(会長)

よろしいでしょうか。何かご質問ありますか。数字的にだあっと並んで。非常にわかりにくいと思います。

1 つ、いいですか。妊婦に対する健診調査と乳児家庭全戸訪問事業。これは数字で出てますけど、要するに人数はわかりますよね。何人いるかは。だからパーセンテージでいうと、何%達成しているんですか、全体の数で。100%いつているんですか、これ。

(事務局)

次の第 5 章で個別の傾向、進捗状況はここで書かせていただいているんですけども、全数は結果的には行けていないとは聞いてございます。全数まで行くのを目標にはしているものの、なかなか全てが全て実施できていなかったと、それが今後の課題とは聞いてございます。パーセンテージまでは、すみません。把握は、資料としては持ち合わせておりません。

(会長)

わかりました。ほかに何かありますか。

(委員)

教えていただきたいのが、先ほど会長が説明された養育支援訪問事

業ですけど、これは市の事業ですよ、守口市の子ども・子育ての。これは府の子ども家庭センターとか児童相談所とはまた別に訪問するとか、そういう何か区分けというか、それがあのか1つと、先ほどのことにも関連すると思うんですけども、(4)の地域子育て支援拠点事業。保護者相互の交流場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業ということで、ここも南部の実績と量の見込みが大分違うんですね。南部に何があるのかよくわからないですけど、ここには施設数2か所と書いてあるんですけども、概要版の平成27年2月現在の申請内容に基づいた資料によると、地域子育て支援拠点事業というので、南部エリアはにしき認定こども園のみ☆がついているんですが、あと1か所はどこになったのかを教えてくださいいただいたらいいかなと思います。

(事務局) まず、子育て支援拠点事業についてですけど、先ほど説明させていただきましたように、4つの私立の認定こども園とあと1つが守口市の施設としての子育て支援センター、これが南部にございます。ですので、量の見込みとか確保方策は正直、利用したい方が南部エリアにいます、中部エリアにいますというような拾い方を計画策定のときにしていると思うんですけども、実際に利用した場合には施設がある所在地。

(委員) これは支援センターですね。だから、これだけ違うんですね。

(事務局) 数字が違ってきている。ですので、子育てワークの方では☆マークのついている施設としては、南部エリアにしきさんしかありませんけれども、支援センターがここに該当することになりますので。

(会長) 府との違いはどうか。さっきの最初の質問の。

(委員) 養育支援訪問事業です。

(事務局) 各いろいろな行政もしているとは思いますが、市町村の子ども支援事業計画で養育支援訪問事業について規定してやってくださいとなつてございますので、守口市で実施している事業というふうな感じですよ。

(委員) 特に府とは連携とか関連はしていないですか。

(事務局) 子どもを守る地域ネットワークの強化が、この下にも書かせていただいているんですけども、当然各施設というか、専門機関がありまして、その中で、情報共有も含めて連携をしていかなければならないというふうな事業の定め方になっていますので、訪問事業としては市でもやっておりまして、さらに各専門機関でしっかりと連携してやっていこうと。大阪府さんとも当然、連携をしながら実施をしていく事業となります。

(事務局) 先ほどの養育の訪問事業でございますけれども、市といたしまして

も地域虐待防止協議会というものがございます。その中で、府区だけに限らず、家庭センターだけに限らず、警察、また消防と医療機関等の関係者の方々にお集まりいただきまして、その中で保育所、幼稚園の代表の方も入っていただく中で、協議会として連携をもって進めさせていただく。ただ、その第一線となるのが、まずもっては市の子育て支援課というところで、ケースの職員がおりますけれども、そこに相談に来られる。対応させていただくのが、ここに掲載させていただいている部分でございます。その中には、重度の状況ですとか、重い状況ということになってきますと、やはり子ども家庭センターとの連携をとった中で、子どもさんに危険が及ばないような形で保育としては一時保護させていただいたり対応をとらせていただいているのが実情でございます。

(委員) 一線と考えたらいいんですか、まず。

(事務局) そうですね。

(委員) ☆印の、地域子育て支援拠点事業に☆印がついてるんですけど、幼稚園でもずっと幼児相談、教育相談というのは大阪府が始めたときから最初からずっとしているんですね。子ども交流、会報、それから相談（私は大学でも相談とか授業で教えていますから）、そういう意味での教育相談。それから情報や助言ということもやっているんですけど、こういうものはいつ決まったんですか。私もちょっとしっかりとそこを、今見るまで自分の中ではっきりしてなかったの。エリア、エリアで決められるのはどういう点で決められたんですか。拠点になった。歴史をずっと作ってきて、私たちやってるんですけど、何か拠点になる研修を受けないとなれないとか、何かそういう意味ですか。

(事務局) 地域子育て支援拠点事業についてですけれども、この児童福祉法もしくは子ども・子育て支援法で定められている地域子育て支援拠点事業という形で、載せさせていただいております。もちろん、各施設さんでさまざま、これ以外にも地域のお子さんたちとの交流を持つことをしていただいているのは、承知はしているところですが、法律で定められています形での、厚生労働省令で定められているいわゆる地域子育て支援事業というその事業。補助金の交付をさせていただいているところですが、施設さんがそれぞれなさっている分把握しているものの補助金として、これがそうですよと出しているものがこの4園。支援センターを含めた5園であるという書き方でございます。

(委員) 厚生労働省発ですね、そうしたら。

(会長) 文科省ではないということ。

(委員) ③の3番の子育て短期支援事業の施設が今年、この中から確認され

るということですが、ショートステイとかトワイライトステイの施設。それについて、広報か何かで私も拝見したんですけれども、どうも守口市内ではなさそうな雰囲気があったことと、実際どうすればいいのかを書いていなかったのも、実際に使いたいという人がどうしたらいいかわからないのかなと思っています。どこにあつて、どういうふうにすれば、それを使える状態になるのか教えていただきたい。

(事務局)

子育て短期支援事業でございますけれども、平成 28 年度から新たにさせていただいた事業でございます。子育て支援事業計画に基づいて、我々としてはそういうニーズがございまして確認したり、ニーズ調査させていただいた中を踏まえまして、新たにさせていただいた制度でございます。守口市内での施設の入所という形ではないです。たしか八尾で入所させていただく、一時預かっていただくというような形、また、何か所か登録があると思うんです。申し訳ございません。私も今、細かい資料がございませんので、そういう形ですが、ただ利用の方法等につきましては、ホームページ等を通じまして、掲載させていただいておるように存じ上げております。そういったものを活用していただく、もしくは、保育・幼稚園課が所管となつてございますので、保育・幼稚園課へお問い合わせいただきましたら、ご案内をさせていただくような形で対応させていただいておるところでございます。

(委員)

今後、守口市が近辺で事業のサービスを受けられるような場所を確保する予定はあるのでしょうか。

(事務局)

なかなか、そういう事業所さんが今のところ守口市内にないのが実情でございます。したがって、極力守口近隣の中で、そういった事業所さんを確認していく、もしくは、新たにそういう事業所さんを呼び込むような形を市としても考えていくべきかなとは考えてございます。ただ、すぐさまというわけにはなかなかいきませんので、申し訳ございませんが、ご了承いただきたいと思ひます。

(委員)

よろしくお願ひします。

(委員)

よろしいですか。ちょっとだけ知っているんですね。児童養護施設というのは、保護者の方がお願ひしますという形ではきつとないと思ひます。何かそれなりの理由があつて、緊急避難的に行く場合もありますし、ある部分では何か機関を通じたことなのかなという気がします。ただこういう事業を展開して、今 12 月になつて、もし知つておられたら、なかつたらそれで結構です。本年度からこういうことを実施されて、実際に利用された人数はわかりますか。利用実績。とてもいうたらさまざまご家庭があつて、こういう事業は子どもたち、

まさに小さい子どもたちにとっては本当に必要な場所だと思うので、つかんでおいていただけたらと思います。

1点だけ教えてください。一時預かり事業の実績の人数が5万4,134人。これはページ数を打ってないので、ページ数で言えないですが、幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり【3～5歳】で、実績が5万4,134となっております。2号認定に関しては、この時点では幼稚園の2号認定がないからこれはゼロ。整理したら2は0だけれども、将来的にはどうなるんですか。5万4,000という数字が片一方では量の見込みで5万2,000、ここはバーが引いてあって、平成27年の5万4,134という数字が出ているのは、合わせた数ですか。

(事務局)

合わせた数です。計画上は①②という、幼稚園における在園児（1号認定）と幼稚園における在園児（2号認定）と、要は、本当は2号、保育所を利用するお子さんですけれども、幼稚園希望のある人と計画上は定義づけて分けているんですけど、実際に実績として数字を拾っていくときに、この子は本当は2号だけれども1号ですという施設での区別ができないですし、僕らも実績を読むときにはそういう区別はできない。あくまでも1号認定子ども、幼稚園に通われてるお子さんの中で、これだけ使った実績がありましたという拾い方しかできないので、今回は便宜上①に集約をさせていただきました。①と②を合わせた数字として5万4,134人ですという形でさせていただいております。

(委員)

わかりました。書きようがないんですね。そう書かざるを得ないのですね。以上です。

(会長)

何かほかにあるでしょうか。ちょっと時間が押しているんですけども。よければ、まだ続くので、第5章の施策目標別の展開について進捗状況を報告していただこうと思います。

(事務局)

続きまして資料3、A3の10枚の資料について、説明をさせていただきます。

こちらは平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を推進し、健康で豊かな生活のための時間を確保できる社会や、多様な働き方、生き方が選択できる社会の実現に向けた取組みを行うために地方公共団体や一般事業主、特定事業主に行動計画の策定が義務づけられました。これを受けまして、守口市でも平成17年3月、22年3月に次世代育成支援行動計画を策定いたしまして、多様な次世代育成支援の取組みを行ってまいりました。この次世代育成支援対策推進法につきましては、もともと10年の時限立法ではございましたが、この法律の有効

期限が 10 年間延長という形にされまして、ただ、行動計画の策定につきましては、各市町村の判断に委ねられた経緯がございます。そこで守口市の場合、子ども・子育て支援法で策定を義務づけられている子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画を兼ねることといたしまして、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援事業計画を策定させていただいた次第でございます。計画書の第 5 章、施策目標別の展開の部分につきましては、従来のいわゆる守口市次世代育成支援行動計画の大部分を受け継ぐ計画ではございますが、平成 26 年度に守口市子ども・子育て会議におきましてご議論いただきまして策定した計画であることを踏まえ、今回平成 27 年度における進捗状況についてご報告をさせていただく次第でございます。なお、このことにつきましては、計画書の 42 ページから 77 ページにわたって、135 の事業について記載があります。各事業・取組みの名称がありまして、その横に内容・今後の展開部分で、今後の 5 年間の平成 27 年から 31 年までの計画の方向性などを示してございます。しかし、135 事業の中で一部計画の策定時に議論ができずに、内容・今後の展開欄について翌年度に持ち越しを行った事業・取組みがあります。計画書の 47 ページを参考にお開きください。施策 No.26 の進路先訪問につきましては、内容・今後の展開欄のところに、時期次世代育成支援行動計画で検討と書いてございます。平成 26 年度に守口市子ども・子育て支援事業計画、この計画を策定した際の委員様の構成上の関係で、青少年分野に関する審議ができないということで、翌年度の平成 27 年に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画（分冊）。お手元にもう一つ冊子を配らせていただいております。非常に薄い冊子の本です。持ち越しをされた事業でございます。こういった事業が計画書の中に 30 事業ございます。そのため、今回平成 27 年度における進捗状況を報告させていただく事業につきましては、135 事業中、30 事業を除いた 105 事業という形になってございます。なお、30 事業につきましては、平成 27 年度にこの分冊を策定しておりますので、平成 28 年度以降、再来年度、平成 29 年度に入りまして、平成 28 年度の進捗状況という形でご報告をさせていただきます。それでは資料 3、第 5 章「施策目標別の展開」に係る進捗状況についてご説明させていただきます。

135 の事業のうち、105 の事業の進捗状況について各担当課の自己評価により、特に順調な場合は◎、順調の場合は○、やや遅れている場合は△、遅れている場合は▽、未実施の場合は×の 5 段階で評価を実施してございます。ただ、一つの事業に対して対象者が違う場合であったり、担当課がまたがる場合がありまして、105 事業ではござい

ますが、各担当課が報告をあげてきている部分もございますので、全部で137の進捗状況の今回報告という形になってございます。

137の進捗の内訳といたしまして、特に順調という評価が5つ、順調という評価が102、やや遅れているという評価が24、遅れているという評価が2つ、最後に未実施の評価が4つとなっております。割合といたしましては、特に順調、順調という評価が全体の78.1%、約8割を占めてございます。

施策目標別で見ると、まず1つ目の子どもの豊かな成長支援では項目が51個ございまして、特に順調、順調をあわせて40個。やや遅れているが11個という内訳でございます。やや遅れているという評価の項目につきましては、No.4の乳幼児健診等の受診率の向上であったり、No.6の乳児家庭全戸訪問事業で、先ほどもありましたように全数が訪問できていないという実績を踏まえまして、やや遅れているという評価になっているものでございます。また、障がいのある乳幼児への支援につきましても、公立・私立の各施設で現在受け入れを含めて実施をしていただいているものの、まだまだ量的にも質的にも課題があることから、やや遅れているという評価にさせていただいております。ほかに、No.18の幼保小連携強化の取り組みといたしましては、各施設でさまざまな取組みをされているところではありますが、施設間を通した縦や横のつながりを今後より深めていく必要があるという担当課の認識から、遅れているという評価となっております。

次に、2つ目の施策目標であります、子どもが安全に育つための環境づくり。この項目では17個、項目がございまして、特に順調、順調をあわせて15個、やや遅れているという評価が2つという結果になりました。やや遅れているという評価の項目としましては、No.60の公園遊具の更新及び管理、そして現在、公園施設長寿命化計画に基づいて、公園の更新工事であったり、遊具の安全管理を行っているところですが、まだまだ老朽化による危険性の高い遊具があるという担当課の認識から、やや遅れているという評価となっております。また、No.63の不審者対応防犯訓練の項目につきましては、これも各園防犯訓練等の実施はされているものの、まだまだ防犯意識を持った訓練実施に取組みについて周知・啓発を行っていく必要があるとの思いから、やや遅れているという評価となっております。

3つ目の施策目標であります、子どもの人権尊重と権利擁護推進については、項目が17ございまして、順調が15個。やや遅れている、遅れているがそれぞれ1つずつございました。No.74、75がその項目になりますが、こちらも社会のグローバル化に伴い、小中学校においてもさまざまな外国籍の児童・生徒が増加しつつある中、通訳の派遣

や、生徒交流会における交流方法など、従来の方法ではなかなか対応が難しくなっている部分が増えているということで、やや遅れている、もしくは遅れているという評価をしているということでございます。

次の施策目標であります、子育てにゆとりが持てる環境づくり。こちらでは項目といたしましては 18 個ございまして、特に順調、順調が合わせますと 14 個。やや遅れているが 1 つ。そして、未実施が 3 つございました。No.96 の魅力的な公園づくりでは、平成 27 年度においては、公園整備を行ったものの今後、大枝公園再整備等の大規模な工事があることを勘案し、全体的な進捗状況が少し遅れる懸念からやや遅れているという評価を行ったと聞いてございます。また、No.89 の休日保育事業、No.95 の実費徴収に係る補足給付を行う事業、これは先ほどありました事業です。また、No.97 の子育て短期支援事業、こちらも先ほどありました事業ですが、平成 27 年度といたしましては、無実施の事業という形になります。子育て短期支援事業は平成 28 年度より実施をしておりますが、ほかの事業につきましても保護者ニーズ等を踏まえながら、今後実施の必要性について検討が必要と考えております。

次の施策目標である、子育てと仕事の両立支援。こちらの施策目標には項目といたしまして 21 個ございまして、順調が 11。やや遅れている、遅れているとあわせると 9 つ。未実施が 1 つとなっております。No.100 の延長保育事業につきましては、現在専ら私立施設で実施をいただいているところでございます。公立施設につきましても、平成 30 年度に公立施設を 3 園に集約した暁には、延長保育を実施する予定としてございます。③の男女共同子育ての推進の分野、この項目では企業や市民への啓発を行っているものの、まだまだ周知・啓発が足りない。また、講演会等も実施しているものの、年齢層のばらつきがあった。そして、男性をターゲットにした講演会の種類を今後ますます一層増やしていく必要があることから、やや遅れている、遅れている、未実施というような評価にさせていただいております。

最後の施策目標である地域力の活用による子育て支援では、項目が 13 個ございまして、順調が 12 個。やや遅れている、これが 1 つでございます。No.133 の「少年を守る店」運動では、前年度と比べると協力店舗数が減少ということもあり、やや遅れているという評価をしたところでございます。

以上で、守口市子ども・子育て支援事業計画第 5 章の施策目標別の展開における 27 年度の進捗状況の報告を終わります。

- (会長) 多岐にわたりますけれども、何かご質問等、ありますでしょうか。
- (委員) まず、僕がこれを見て思ったのは、これを、施策目標別を決めるときにどうだったかはわからないですけれども、進捗状況を判断するのはもちろん担当課の方のご意見も大切ですけど、むしろ市民の声が一番大事じゃないのかと思うんです。ここは達成されている、達成されていないというのはご自身ではかるべきものではなくて、市民に聞かないと何にもならないと思うんです。僕、一応守口市民なので言わせていただくと、ほとんど▽だという評価を、僕ならします。もちろん、担当課の方は一生懸命やっていたら、それに向けてやっていたくのはわかりますけれども、その進捗状況を○△×ではかるのは、ちょっと僕、納得がいかない感じはしました。むしろ、市民か子ども・子育て会議で判断すべき内容ではないでしょうか。以上です。
- (会長) どうですか、その辺は。大西部長か課長か、どちらか。課長。
- (事務局) 自分でやって自分で点数をつけるのは確かにおっしゃるとおり緩くもございますが、我々まずは自己評価という形で担当課の方から聞いております。その中で、ヒアリング等を重ねて、なぜ○なのか、なぜ×なのか、一定我々も考えたところをございます。最終的には、やはり市民の方に進捗をつけていただくというのが一つのご意見ですけども、当然先ほどの第6章の部分につきましても、第5章の部分につきましても、この会議終了後、早速、市のホームページには公表させていただき予定としておりますので、その中でも市民等から意見等いただけるならば、私自身受けていきたいと、かように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。
- (会長) とりあえずは自己評価で、その次の段階として外部評価というか、そういう形になると思うんですけど、1つはその外部評価の仕組みを作りますかということです。だから、仕組みがないのにできないわけで、要するに外部評価の仕組みを作るかどうか。だから、今のやつは要は、ホームページにあげて、評価に頼るのか、ちゃんとした外部評価委員会を設置してするのか。
- (事務局) 基本的には、こちらの評価については細かい目をもってという形では思っております。この会議でもって評価をいただけるのが基本とは思いますが、先ほども意見があるように外部評価委員会を作るかどうか、今すぐ、予算にも絡むことをございますので、即答はちょっとご勘弁願ひたいですけども、先ほど申しました市のホームページへアップさせていただきましたら、市民の声等でご意見をいただければ、どうしても外部。この子育て会議以外に外部の評価機関が要るのであれば、それはそれで部内で検討していかなければならないとは認識しています。

(会長) そうすると、まずこの委員会が評価機関となるということですか、まず第一番目に。それでいいんですね。そうすると、その評価のための資料としては、これは不十分だと思うんですけども。評価のための時間と会議を開催されますか。どうしますか。例えば、今年は無理だと思っても、来年度そういうことを考えていきますか。課長。

(事務局) 会長からのご意見を踏まえまして、今年度は12月ですので、予算的な分も確かにしんどい部分もございます。ただ、この会議でもって、例えば会議全体会、あるいは部会等を設ける形で評価委員会を作ることになれば、来年度に設置をするかどうかも含めて、検討させていただきます。

(会長) それでよろしいですか。

(委員) もし設けていただけるのであれば、せめて担当課の方に来ていただきたいです、そのときに。職員の方が。皆さんだけではわからない話もあるでしょうから。それぐらいです。

(会長) 何かありますか。

(委員) 園のほうには、18の幼と小連携強化の取組みというところで、簡単なメールで問い合わせが来ました。非常にご無礼ですけれども、これは何に使うのだろうと言いながら、×○をつけて送ったんですけども、それがこの13番の△とか、ここに反映されているのかなと思うんですけども。私らに関することは、こういうふうなメールでの問い合わせはしてくれました。ちょっと報告させてもらいますけれども。

(会長) 自分の考え方を言いますね。これ、全部をこの場で評価しようと思っても絶対無理です。これだけの項目を我々だけが決められるものではないので、あくまでも担当課の評価をいうたら尊重はさせていただきますとは思っていますが。ぜひともホームページにこれを出すときに、この評価なんか特に市民から「ご覧になってご意見等をいただきましたら幸いです」とかいう形で、多くの方から意見が届きやすいような状態にしていいただいたら、きっと市民の声ももちろん、やり方が嫌だからという方もおられるかもわかりませんが、そうじゃなくて正しい考え方に基づいて、やはりこうしたほうがいい、ここはよくないというような声が入れるような、そんな公表の仕方をしていただけたらなど、とても思います。これを評価しようと思ったら、きっと莫大な時間がかかってくるので、もっと系統的にする方法はあると思います。実質に数値にして、何%の達成だというふうにすることは我々もわかるけれども、言葉でいくときっとわからないと思うので、その辺は市民の方にホームページで公開するときに「ぜひとも意見をください」というような形で、出していただけたらなと願っています。

以上です。

(委員) 質問です。4・5歳児健診はどこの項目に入りますか。乳幼児健診の中に入りますか。

(会長) 恐らく、5歳児健診はこの時点では計画にあがってなかったはずなので。だから、後なので。恐らく項目には、入ってない。後づけになっています。

(委員) 平成27年度に実施されていると思うんですけど。

(会長) これは平成26年度にやっているのだから、その後になってきているので、恐らく。だから、修正をかけるときに入れるしか。中間修正を、するんですよ。

(事務局) 支援事業計画の見直しの部分ですけど、あくまでも考え方としては、第6章の部分が支援事業計画。この部分は次世代の部分なので、この会議で第5章も含めて見直しをしますというのであればそれで結構だと思いますけれども、次世代と守口市子ども・子育て支援事業計画はこの本では両方兼ねてますけれども、あくまでも別メニューです。なので見直しの対象は、まずは量の見込みと確保方策であるあの部分が対象となる。それを踏まえて、これを一緒にするのかどうか。

(会長) 次のときは一緒にするという話ですね。それが三十何年でしたっけ。

(事務局) 平成32年度から5年間の計画です。

(会長) 完全に一体化する。それまでに、見直しをするかどうかですね。個別でやっていくか。それは、どうなのか今のところわからないですね。どうするかですね。今のところはわからないというのが、正しい考え方なのか。今のところでは、個別で中間見直しをやっていく。

(事務局) あくまでも、これは平成27年3月に策定した計画という形になるので、当然ここに入っていない事業というのも、平成27年度以降増えてきていると思うんです。それを毎年度、毎年度、見直しをして入れるのかという議論と、次の5年後平成31年度に作って、平成32年度また後期計画へ新たに加えて、進捗をこれからしっかり追っていくのかという部分。どちらの考え方でもいいと思うんですけども、ただ、ここに載っていない事業が新たに生まれました。じゃあ、結局見直しましょうとすると、毎年度見直しをお願いする必要が出てくるので、そのあたりを踏まえて、議論していただきたい。

(会長) どうしますか。追加事業がどうしても出てくるから。これ以外のことでも。

(委員) それは提案していただいたほうがいい。

(事務局) 事務局といたしましては、この子育て支援事業計画でございますけれども、当初平成26年度に回数を重ねていただいて、また各委員さ

んがおる中、仕上げていただいたという部分がございます。それで、その後ですけれども、先ほど申しあげました市民ニーズ、また保護者ニーズに基づいて、5歳児健診も実施させていただいております。また、妊産婦検診健診についても充実を図った部分もございます。そういった部分が年を追うごとに増えてくるのが、実情かなと思います。したがって、その都度これを見直してということにはなかなか事務局としても対応が難しい。また、委員さんの方々にもご負担がかかってしまうのかと思いますので、平成30年の見直しの際に、子育て支援事業として新たにその間に創設しました事業等も含めまして、もう一度委員の方々にお諮りさせていただきたいと思いますので、今のところは委員会の中でご報告という形で、どういう対応をさせていただいているかということは我々としても事務局として尊重して、お伝えさせていただくんですけれども、この計画の中に入れ込むのは、ちょっと難しい部分があるのではないかと考えているところでございます。

(会長)

それでよろしいでしょうか。

(委員)

よろしいです。

(会長)

報告だけは一応あげたりしていただくという形で。

(委員)

私たちもそうですけど、自己評価とか第三者評価とかいうふうにいるんなこと、外部からランクづけをしていただいたりしてはいますけど、一応公的にやっておられることを尊重しましたら、ここで不足部分が次から次出てくるという、今のお話の中で出てきましたから、そういうもの一つ一つをやってくださった方々の自的的な判断で、これはまだいけないということが△や▽になってると思うので、そういうところ辺をどのように改善するかはそれぞれの課でも頑張ってくださいと思うんですけれども、何かの形で先ほどおっしゃったお答えを、そういうことに対して興味を持たれたとか、こういう困ったことがあるとかいうことを聞くような、開かれたそういうようなホームページでも何でもいいですから、持って、またこれから順次、こういう会を開いていかれたらいいかと思います。

(会長)

逆に言うと、ホームページ等でそういうアナウンスをされた後の市民からのいろんなご意見をこの会のときに出していただけますか。それはお願いという形で。

(事務局)

この会議が終わりましたら、ホームページ等で公表させていただきます。次の本年度で言いますと、もう一回、子ども・子育て会議の実施予定がございますので、恐らく年度末に実施する予定になりますので、そのタイミングで市民の方々からこういう評価をいただきましたという形で、この場で報告させていただきます。

(会長)

それではよろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

(委員)

すみません。質問と要望ですけれども。この事業計画があつて、進捗状況があるということは、それぞれの課の中ではこれぐらいまでが目標みたいなものがあるのかなと思うんです。○△とかつけているので。毎年こういう形で実績の進捗状況を確認したりするのであれば、各課がどこまでを、計画の内容のところあまりにも漠然とし過ぎているので、そこが○△の意味をはかりかねるというか、わかりにくいので、もうちょっと数値化するのも難しいにしても、しかも単年度で○△とかするのであれば、各課がどんなふうを考えてこうしたかとかというところが、何かその単年度の目標とか、達成の目標みたいなものがあるのであれば、そういったところも出していただくと妥当性がわかるかなと。それは、市民の方がご覧になっても一緒だと思います。要望です。

(会長)

一つは、今日 12 月ですよ。平成 27 年度のやつというのはかなり実は時間がたつてしまっているんです。3 月末で年度が終わって、9 か月間かかっています。そうすると、今こういう状況です。来年度こうしたいですと出してもらったとしても、それは年度でいうと再来年度になってしまうというか、平成 29 年度になってしまうので、その辺の時間的な進捗状況を出すのをもうちょっと前へ出して、今年はどうしたいかを出していただくと、本当はありがたいと思うんですけど、その辺は難しいんですか。

(委員)

医師会にも事業計画案というのがあつて、こんなことをしますと書いて書くんですけど、進捗状況なんか書けないです。リアルタイムに公開し続けるわけにもいかないし、郡司先生がおっしゃったみたいに最終的に 100% がどこなのかがわかる、あらゆる機関との連携を図ります。じゃあ、それは全ての、100% の機関と連携ができたときに、やっと進捗状況が 100 になりましたというのであれば、いつまでたつてもたぶん 80 ぐらいで終わる。何ぼ頑張っても 80 でやらなかったら、どんどん下がっていくというパターンなので。申し訳ないですけど、進捗状況、もう無理だと思っているんです、僕は。こんなことを自己診断して、ここまでできていますというのは無理で、さっき副委員長先生がおっしゃったみたいに、どんどん市民の声を取り入れて、医師会の事業計画案も医師会員が「こんな載ってるけど、できてへんやんか。」とかいう会員の声を聞いて、また理事会が考えるというパターンですけど、実施してしまわないとこの進捗状況のリアルタイム、どこで進捗状況をはかったかもわからないし、果たしてどこまでが 100% の進捗状況かわからないし、それに対して◎○とつけたのも、僕に言わせたらいいかげんな、できていると思うという自己満足だけ

で、「これ、ちょっとできてへんかったかな。もうちょっと頑張ろうかな。」というぐらいのたぶん。ごめんなさい、もっと真剣にしておられると思うんですけど。根本的にいうと、僕は左側だけ書いて、自己評価もなしで、進捗状況もなしで、「こんなことをやっているんです、市は。何か文句がありますか。」と書いて、文句が出てきたところにもっと真剣に考えてあげたら、ホームページに載せるのは。あなたたちの仕事としてはちゃんと自分で目標を作って、進捗状況を作らないとあかんんですけど、そんなことをここに発表しても、何の意味もないような気がしますので。

根本的に僕はずっと思っていたんですけど、左側だけでいいのと違うかと。あとは、文句がある人はいっぱい、それはホームページだけでなく、例えば市のどこかに文句を言いに来られる人もおられますよね。クレームをつけに来る人もおられると思うんですけど、直接。ホームページで「何かご質問とかご意見があれば、書いてください」と書いたらいいけれど、ホームページを見るパソコンもないし、やり方もわからない人は直接電話か市に来て、たぶん「これどうなってんねん。」と。それも全部蓄積しておいて、こういうところに問題がありました。それをどう評価しますか。あなたたち自身でも評価しないとあかんし、ここでもそれをどういうふうに対処したのかは、子育てで評価しないとあかんのかなとは思うんですけど、評価は絶対に必要で。言ってこられたら、それに対してこうしましたということを書いてあげないと、言ってくるほうも言っただけで何の音さたもないとなってくると、「何を言うてもしやあない。もう言わへん。」と、どんどん意見がなくなってくるので、ちゃんと「あなたの意見に対してこういう話し合いをして、こういうふうに努力しています。」ということをそこに答えてあげなければならないので、もうちょっと1対1の対応でないと、漠然と「やりました。こんなもんです。どうですか。」というのは、僕はあまり意味がないかなと思います。

(委員)

1点だけ。まさにそのとおりです。計画とは必ず今、法的にも評価を出しなさいという形には書かれてるんですか。今、総合基本計画とかさまざまところで法律上書かれてしまっていて、そこに縛られている状況があります。それは仕方ないかなと思ってるんです。確かに、私も計画を立てていた時期があるので、そのときに1番は目標で、例えば子育ての講演会をしますよと20番に書いてるんですね。本年度は予算がこれだけあるから子育ての講演会を6回行います。6回できたら、達成したというような評価はできると思うんです。ただ、その内容について、よかったかどうかのアンケートをとると思うけれど、そこまでです。だから、もし明確にしようと思ったら、この目標、計

画自体をすごくはっきりしたものに換えなければならないですが、実はそれをやろうと思ったら、一つ一ついっぱいしないとあかんことがあるんです。そうしたら、大変で大変でという話になってしまうので、どうしても漠然となってしまう。漠然となったものだからこそ、今お話が出た、何か進捗状況もなという話もそのとおりですが。せめて何か計画を本当にしっかりと立てていかないとあかんだろうなど、ここでも議論があるんですが、そうだろうなどは自分自身、反省も込めて思います。感想です。

(会長) なかなか難しいと思うんですけど、いろんなことが絡んでて。根本的なところからやり直しになる可能性もなきにしもあらずなので、それは個人的には避けたいと思うんですが。

(委員) 言い出して、ちゃぶ台をひっくり返した人間がこんなことを言うのもあれですが、とりあえず、たぶん市のあり方としては、これが今のところベストではなくベターぐらいにしておられるし、ノルマが、副委員長先生がおっしゃったみたいにノルマがあるのかどうかも僕も知りませんので、進捗状況を載せなければならぬと。僕が一番言いたかったのは、こうやってホームページに載せて、クレームというか意見を言ってこられた人の意見をもっと大切に、どこかで話し合っちゃんとしてそれに答えてあげようという場は作ってあげてください。あとは、やめたらと言いつつも、このままと思ってるんですけど。ややこしい、いろんなことがあるでしょうから。こんな感じで目標を立てて、これぐらいできましたという自己評価。私たちはこれぐらい頑張ったと思いますというものを、まず市民の人全員に公開して、あとはどういう意見が出てきたかを「わかりました。」ではなく、「それに対して検討してみますので、結果、これだけ努力しました。それが、これだけ反映されてます。」とかいうことを言ってこられた人にちゃんと説明してあげれば、進捗状況は自己判断でいいかなと、縛りがあるのであれば。と思います。

(会長) だから、きちっとフィードバックがかかる仕組みを作っていただいて、この場がそれになるようにしていただければ。なかなか、記名で意見を言われる方は少ないかもわからんですけど、ホームページなんかで、匿名で書かれる方も結構おられると思うんですけども、やはりこういう意見があがって、こういうふうになりました。そして、それをホームページに載せるというか、そういうことを何回も繰り返していただいて、リアルタイムでホームページを書きかえていくような形をできるだけしていただければと思うんですけど。その辺は予算の問題もあるだろうけど、できますか。ホームページをいじるって結構お金がかかるので。

- (事務局) 先ほどおっしゃったように、ホームページをリアルタイムで変えていくのは特に予算が伴わないものですので。先ほど市民の声、いただいたものにつきましては、基本的にはお名前をあげておられる市民の声に関しては、何らかの返答を必ず市から行っておりますので、今回掲載するに当たりましてはお声をいただいた方で、お名前が特定できる方につきましては、もちろん個人情報との関係で、その方がどなたかは公表できませんけども、その方には丁寧な回答はできるという形では思っております。
- (委員) 個人も大事だけど、市民に対して「こういう意見が来ましたから、それに対して丁寧に、我々はこういうふうに考えます。」という、それが必要だと思います。
- (事務局) さっきのところの補足で、個人の方に関しても丁寧な回答をしますし、このホームページに載せていった後に、こういったご意見を頂戴いたしましたという形で載せることは可能かと思っております。
- (会長) よろしくお祈いします。
- (委員) 市民の声がホームページにあって、それはちゃんと載ってますよね。あと、お願いしたいのはこの場で匿名だけれども、こんな意見が出ているとか、こういう不満があるとか、それとかクレーム。こういうクレームが出てるとか、きっと冷静に考えていくと、これはちょっといちゃもんやという話もわかるし、反対にこういうクレームが出ているなという話がここでできたら、少し議論の深まりになるかもわかりません。だから匿名、不匿名にかかわらず、何か子育てのここで検討するような課題に係るような電話なり、話があったら、少し教えていただくことができればいいかなと思います。名前はもちろん伏せてです。
- (会長) よろしくお祈いします。ちょっと時間が押しているんですけども、先ほど事務局からお話があったように、あと1回年度末までに行う予定ですけども、本年度はなかなか難しいかもわかりませんけども、来年度以降も考えたときに、何かこの会でこの議論はしていただきたいというような希望があれば、何かこの場ですので、ありますでしょうか。
- (委員) 希望ではないですけど、本当にあと1回の子ども・子育て会議ということですけども、今日この一番初め、平成27年度の実績報告が議題だったですけども、やはりここは子ども・子育て会議なので、1ページ目に関しましても平成28年度が全部空白になっているんですけども、今の時期ですので、推計などを出してほしかったなと思います。ほとんど、そんなに大きく3月まで変わらないと思うんです。出していただいて、そして平成29年度から先生方のほうもこと

も園になっていきますし、それから、小規模事業所もできるというところで、もう少し平成 29 年度に向かつての何か見込みみたいなものをどういうふうに市が考えたのか。その辺も今日欲しかったなと思うんです。ちょっとがっかりしているんですけども。議題とちょっと違うんですけども。

(会長) さっき言うたように、これは前倒しできないんですね。この時期しかできないんですね。

(事務局) 会議の回数が年間で限られているので、その中で早い時期に集約ができて、できるようになれば、早い時期にさせていただきます。

(会長) その辺は、考えてください。だから、次回のときには平成 29 年度に関して、何か話題があれば出していただかないと、なかなか難しいですよ。その辺はお願いできたら。

(委員) ただね、こんな形が実はきっと仕事が物すごくぎりぎりの時期というのはいっぱいあると思うんですが、半期ぐらいで、例えば今度は何月かわかりませんが、ぎりぎりのところの数値は担当課も把握し切れてないところがあると思いますので、例えば、11 月現在とかの時点での値を、もし出すことが可能であったらということです。通年で出そうと思ったら、絶対に不可能です。そういうことがもしできるのであれば、そういうものが出てきたら、少しは半年たったらこうかなということがわかってくるかもわかりません。ということで、できればです。

(会長) お願いいたします。ほかにございませんでしょうか。何か、来年度以降を含めて、こういうことをこの会で議題にあげていくというご意見がありましたら、また直接でもいいので、あげていただければと思います。

そうしたら、今日は師走の忙しいところ、ありがとうございます。これで、一応この会の議論は終了させていただきたいと思います。

事務連絡をお願いします。

(3) その他

【事務連絡】

(事務局) 今後の会議日程でございますけれども、次回の子ども・子育て会議につきましては、来年の3月ごろを予定してございます。案件といたしましては、新たな小規模保育事業所の認可・利用定員に関する案件。また、保育所・幼稚園から認定こども園に移行される園の利用定員の設定についての案件。また現在、認定こども園、小規模保育事業所等、特定教育保育施設になられている施設の利用定員の変更に係る報告。こういったものを案件として予定してございます。会議の日

程や詳細な議題などにつきましては、詳細を追ってご連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。

(4) 閉会
(会長)

ありがとうございました。本日の案件はこれで終了しましたが、閉会させていただきますけども、この後、第4回の保育・養育部会を開催しますので、その委員の方々、引き続き残っていただけられるでしょうか。それで、いつから始めますか。何時から。午後4時10分からスタートしたいと思います。長時間ありがとうございました。